

【平成31年度 募集要項】

山武市 市民提案型交流のまちづくり推進事業

あなたの **アイディア** で
山武市をよいよいまちに
しませんか？



山武市マスコットキャラクター
SUNムシくん

- ・**スタート部門: 30万円**
- ・**ステップアップ部門: 50万円**

山武市では「協働による市民が主人公の誇りあるまちづくり」を進めています。

この事業は、NPO や企業・学校・行政などと協働し、地域の課題解決や公共サービスをより豊かに展開していこうと自主的に活動に取り組む団体、グループを応援する補助金交付事業です。

応募申請期間

平成30年9月3日(月)~9月25日(火)

※応募内容の相談も受付いたします。

※ご来庁の際には、お待たせする場合がございますので、市民自治支援課にご連絡の上、お越しください。

過去の事業例や

詳しい内容は

次ページへ

【問い合わせ】 山武市役所 市民自治支援課（審査会事務局）

☎ 0 4 7 5 - 8 0 - 0 1 5 1

むーちゃん



SUN△シくん

目次

1. 過去の採択団体紹介.....	- 1 -
2. スタート部門、ステップアップ部門とは.....	- 4 -
3. 応募団体の要件.....	- 4 -
4. 事業の要件.....	- 5 -
5. 補助金額.....	- 6 -
6. 補助対象経費.....	- 7 -
7. 補助対象とならない経費.....	- 8 -
8. スケジュール.....	- 8 -
9. 応募から選考までの流れ.....	- 9 -
10. 審査基準.....	- 10 -
11. 採択結果の通知方法.....	- 11 -
12. 提案前の確認.....	- 11 -
13. その他の留意事項.....	- 12 -
14. 採択された場合.....	- 12 -
15. 事業実施の手引き.....	- 12 -
16. よくある質問 Q & A.....	- 14 -

～市民提案型交流のまちづくり推進事業～

山武市では、「ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり」を山武市総合計画の基本理念に定め、協働による市民が主人公の誇りあるまちづくりを進めています。

その取組の一つとして、多くの市民が自主的に地域で活動を展開し、NPO や行政・企業・学校などと協働を進めることで、地域の公共サービスが豊かに展開されていくことを目的に、「市民提案型交流のまちづくり推進事業」を実施しています。

本事業では、市民団体（ボランティア団体・NPO法人など）が、山武市のまちづくりに役立つ公益事業や協働事業を提案し、自主的・自発的に行う事業に対して、事業に係る経費の一部または全部を助成します。



1. 過去の採択団体紹介



ここでは事業の代表例として、過去に採択された3つの団体をご紹介します。
その他の採択事業等については、市HPをご覧ください。

①. SANZEN – SANGO ~セルフケアとおいしいごはん~

産後教室に参加されたママさん



薬膳ランチ

活動
風景



団体情報

構成人数：5名
活動開始：平成25年11月
活動拠点：山武市役所 成東保健福祉センター
補助金：平成28年度提案事業 スタート部門

活動目的

産後ケアの重要性を発信し、山武市で産みたい・山武市に住みたい方を一人でも多く増やせるよう活動しています。

活動内容

産後の体を回復する教室を月2回ほど開催しています。内容は、有酸素運動（ボールエクササイズ）、コミュニケーションワーク、セルフケア（肩こり・腰痛解消法など）を学び、お昼は産後女性の身体に配慮した薬膳ランチを食べ、ママ同士で交流をしながら心身ともにリフレッシュしています。

提案をしようと 思ったきっかけ

現在日本は世界一安全に出産ができる国であると同時に、世界一産後うつが多い国でもあるため、産後の母にとって山武市がより子育てのしやすい地域になってほしいと思い、提案しました。

これから やりたいこと

平成29年度は山武市健康支援課からの事業委託を受けました。
一人でも多くの産後女性に教室へ参加していただき、心身ともに健康な状態で子育てができるようサポートをしていきたいです。
また、このような取り組みは産後女性だけの問題ではなく、一緒に生活しているパートナーや周りの方々をはじめ、地域や自治体の皆さんの協力も必要だと考えています。そのためにも「産後ケア」の重要性をより多くの方々に伝えていく活動もしていきたいです。
そしてその結果、心身ともに満たされた状態で子育てができて「もう一人産みたい」に繋がるといいなと思っています。



②. グループ「木と土の家」

～市民活動フェスタ～
つみき積み

寄贈先の園児たちと



コンテストで入賞した
アイデアを製品化

団体情報

構成人数：11名
活動開始：平成19年4月
活動拠点：山武市内
補助金：平成24～28年度提案事業 ステップアップ部門

活動目的

山武市の財産である山武杉の魅力を発信し、山武林業の活性化や山武の森の再生を目的に、地域資源の有効活用を図りながら活動しています。

活動内容



市民の方々をはじめ、より多くの人達に山武杉をもっと身近に感じてもらいやすいよう、様々な工夫をしながら活動に取り組んでいます。

過去の一例として「山武杉アイデアコンテスト」を開催し「山武杉を使って何ができるか」を募集した結果、大人から子どもまで幅広い年齢層からアイデアが寄せられ、山武杉に関心を持っていただく良い機会となりました。

他には、実際に見て・触れて・理解を深めてもらえるよう、こども達と一緒に山武杉の積み木を作る出前講座を実施しました。市内小学生と一緒に作成したときには被災地支援も目的に加え、東日本大震災の被災地である福島県・岩手県・宮城県の各所へ完成品を寄贈し、より多くの方々に山武市や山武杉の名前を知ってもらうことができました。

提案をしようと 思ったきっかけ

山武杉の利活用が山武市のまちづくりにおいて大きな要素であると考え、それにはまず、より多くの方々に山武杉について知ってもらう事が重要との認識から、実施する事業はもちろんのこと、諸手続きを含めすべての段階が広報活動となると考えたためです。

これから やりたいこと

補助をいただいて実施してきた活動を、これからは自立した活動へ昇華させたいと考えています。

③. 読み語りボランティア「そら」



読み語り手の勉強会



図書館で
お話会を開催♪



団体情報

構成人数：10名

活動開始：平成18年10月

活動拠点：山武市内（小中学校、こども園、学童、図書館、公民館など）

補助金：平成24、25年度提案事業 スタート部門

活動目的

本に対する興味を深めてもらい、読書の楽しさを通じて、山武市の子どもたちの豊かな心の育成を目指して活動しています。

活動内容

子どもたちに素敵なお話を届けようと、市内の小中学校やこども園、学童や図書館などで、本の読み語りやお話会を行っています。

また、勉強会「もくもく」を定期的開催し、読み語り手同士の情報交換・交流等にも力を入れています。

提案をしようと 思ったきっかけ

山武市の方々に絵本やお話しの世界を広く知っていただきたいと思い、平成18年から活動を続けてきています。

子どもたちに素敵なお話を届ける地域の読み語り手を増やすため、また、読み語り手の更なるスキルアップを目指し、活動の輪をより広げていきたいと思ったことが提案をしたきっかけです。

これから やりたいこと

これからは、家庭内でも子どもたちがたくさん本に触れられるよう、ご両親や祖父母の方などに向けたお話会を定期的に行い、大人の方々にも本をより身近に感じてもらえる環境づくりをしていこうと考えています。

また、そのような取組みを新たな読み語り手の育成にもつなげていき、その方達が活躍する場をひとつでも多くコーディネートしていきたいです。



2. スタート部門、ステップアップ部門とは

《スタート部門》

これからの地域を担っていく新しい市民団体が、新規に事業を展開し、組織を育成していくための支援を目的としています。

市民活動をこれから始めようとする団体や、組織育成段階にある団体向けの部門です。

《ステップアップ部門》

団体相互の連携を図り、企業や学校、行政などと協働を進めることで、団体の活動をさらに発展させ、まちづくり活動へとつなげていくことを目的とした部門です。

活動実績のある団体が他団体と連携を図りながら実施する、人々の交流が生まれ地域の連携が強化される事業が対象です。

⇒詳しくは「3. 応募団体の要件」「4. 事業の要件」をご覧ください。



3. 応募団体の要件

1. 【対象となる団体】 次の要件を全て満たす団体が応募できます。

- ① 活動拠点が山武市内にあること。
- ② 5人以上で構成され、その構成員の過半数が山武市に在住、勤務又は在学する者で構成される団体であること。
- ③ 団体を構成する者の年齢は問いませんが、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者または学校の職員が参画していること。
- ④ 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。(ステップアップ部門)
- ⑤ 市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税の滞納がないこと。

2. 【対象とならない団体】

- ① 政治、宗教、営利を目的とする団体。
- ② 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- ③ 会員相互の共益、親睦の活動のみを行う団体。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体。
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。

※「山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業」の審査会委員が代表を務める団体は、在任期間中に審査・事業実施される本事業に応募することはできません。

4. 事業の要件

1. 【次の要件を全て満たす事業】

《スタート部門》

- ① 山武市内で実施される事業<Q&A 1>
- ② 山武市内の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業
- ③ 同一事業において、他の補助金や助成金を受けていない事業<Q&A 2>
(団体の運営費のみの補助金等であれば応募可能です。)
- ④ 事業の実施計画(事業効果を含む)及び収支計画が明確である事業
- ⑤ 平成32年2月末日までに完了する事業

《ステップアップ部門》

- ① 山武市内で実施される事業<Q&A 1>
- ② 他の団体と連携して実施する事業
- ③ 次の(ア)から(エ)までに掲げる事業のいずれかに該当する事業

(ア) 各団体間の連携を強化する事業
(イ) 市民活動を行う個人又は団体と地域と行政との協働につながる事業
(ウ) 人々との交流が生まれ市民の一体感が醸成される事業
(エ) 地域資源の発掘や地域ブランドの創造につながる事業

- ④ 同一事業において、他の補助金や助成金を受けていない事業<Q&A 2>
(団体の運営費のみの補助金等であれば応募可能です。)
- ⑤ 平成32年2月末日までに完了する事業

2. 【対象とならない事業】 ……団体の運営に関する費用は対象外です。

- ① 営利を目的とする事業<Q&A 3>
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③ 地区住民の交流会その他の親睦会的な事業
- ④ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

*同一団体が二つ以上の事業を提案することはできません。



5. 補助金額

補助金の額は次のいずれか低い額となります。また、補助金の額に 1000 円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。

- ① 補助対象経費の10/10以内の額で応募団体が必要とする額。
(*上限…スタート部門:30万円 ステップアップ部門:50万円)
- ② 補助対象経費の総額から事業収入(入場料・売上金、協賛金等)を差し引いた額。

【補助対象期間】

平成31年4月1日～平成32年2月末日 *補助期間は単年度です。

【補助金交付回数】

- ・補助金の交付は、当該年度1団体1事業です。

《スタート部門》

- ・同一事業に対する補助金の交付は、既存団体は2回、新規団体は3回を上限とします。
*新規団体……この事業を機に、新たに団体を結成し、事業を始めようとする団体

《ステップアップ部門》

- ・同一事業に対する補助金の交付は、2回を上限とします。



6. 補助対象経費



補助対象事業の実施に必要なもので、下表のもの<Q&A 5,6,7,12,13,16>

	対象となる経費例	対象とならない経費例
旅費	講師、指導者、補助者の活動場所までの交通費実費、会議に出席するための交通費の実費等	宿泊費、参加者の交通費
報償費	催物等を開催する場合の講師、専門家への謝礼、調査及び研究に係る謝礼等、啓発のための記念品	補助団体構成員に対するもの。手土産代、賞品、啓発のため以外の記念品等
人件費*	事業実施に必要な人件費(アルバイト含む。一人当たり時間給の補助限度額は、 400円 とする。)	一人 400円 を超える部分
消耗品費	会議資料、活動資料、プログラム、ポスター等の用紙、摩耗しやすい機材の部品、材料等	
燃料費	ガソリン代等(単価は明確にすること)	団体事務所のガソリン、灯油代等
印刷製本費	チラシ、ニュース版、テキスト等の印刷、資料のコピー、写真現像等	
光熱水費	電気、ガス、水道代等	事務所の電気、ガス、水道代等
通信運搬費	募集案内、会議資料などを送付するための切手、ハガキ、宅配便、インターネット使用料、電話代	
保険料	参加者、指導者、講師が加入する損害賠償保険等	参加者等が任意で加入する傷害保険、家屋火災、地震等の家屋に係るもの等
使用料及び賃借料	事業実施にあたり必要不可欠な会場の借り上げ料、機械のリース料等	団体事務所としての会議室、施設の使用料、団体自ら所有している施設等の使用料、家賃(敷金及び礼金を含む)、補助対象事業以外の備品使用料
備品購入費*	事業実施にあたり必要不可欠な物。 1品あたりの上限2万円	1品2万円を超える部分
検査手数料	事業実施に必要な検査手続に関する費用等	

*賃金の支払いについては、千葉県が定める最低賃金等に従ってください(アルバイト等)。

*人件費・備品購入費を計上する際は、補助金要望額に対して、人件費3割、備品購入費2割が上限となります。

*経費を計上する際は、必ず積算根拠を明確にし、高額なものについては見積りをとってください。

7. 補助対象とならない経費

<Q&A8,12,16>

- ① 食糧費(食事代、弁当代、会議時お茶代全て)
- ② 家賃(敷金及び礼金等を含む)
- ③ 報償以外の商品券等の金券の購入代金
- ④ 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- ⑤ 団体の経常的な運営に係る経費(事務所の管理費、事務局経費など)
*補助対象経費にあたるものでも、事業の費用として判断できないものは認められません。
例) インターネット・電話料金など。
- ⑥ 領収書等により支払いの確認ができないなど、事業実施団体が支払ったことを明確に確認できない経費
- ⑦ その他、補助事業に直接関係のない経費、社会通念上適正でない認められる経費
- ⑧ 事業補助金交付決定(事業採択通知ではありません)以前に支出された経費

8. スケジュール



平成30年度に提案、平成31年度に事業実施となります。

30年度	8月	事業の募集案内(広報紙・市のHP等)
	9月	提案書の提出⇒9月3日(月)～25日(火)まで
	11月	選考審査会(プレゼンによる審査会)⇒審査結果の通知



31年度	4月	事業開始(補助金交付申請書の提出)
	10月	中間報告(事業遂行状況報告書の提出)
	2月末	事業の完了
	3月	成果報告会(事業実績報告書の提出・プレゼン&事業評価)

9. 応募から選考までの流れ

【提出書類】

- ① 市民提案型交流のまちづくり推進事業提案書（署名欄は直筆）
- ② 事業計画書（別紙1・2）
- ③ 事業収支予算書（別紙3） *高額なものについては、見積書をつけること。
- ④ 団体の概要及び活動実績調書（別紙4）
- ⑤ 会則・会員名簿

【名簿】応募要件が確認できる住所を記載したもの。

①～④の様式は、山武市ホームページからダウンロード可

- ⑥ その他申請にあたり必要となるもの（資料等）

○本事業を受けたことのある団体は、以前の提案事業と異なる点、継続事業である場合は、前年度事業の実施結果や反省を踏まえて、継続事業として評価できる点（レベルアップした点）を明記し提出してください（任意様式）。

事前相談

本事業へ初めて提案する場合は、一度市民自治支援課にお越し頂き、提案書や予算書等の書き方、提案内容の確認を受けて下さい。提案内容についての相談もお受けします。

- 相談にお越しの際は、お待たせする場合がございますので、市民自治支援課にご連絡の上、お越しください。☎0475-80-0151
- 提案募集〆切前は、混み合いますので、余裕をもってはやめにご相談にお越しください。
- 事前相談は、提案事業の採択を確約するためのものではありません。



≪提案書受付≫ *提案書は返却しませんので、必ず写しをとっておいてください。

◇提案書の提出◇ ——— 平成30年9月3日（月）～25日（火）まで

提出先

【提出場所】山武市役所2階 市民自治支援課 ☎ 0475-80-0151

【受付時間】午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※市民自治支援課まで直接ご持参ください。

ご来庁の際には、予めご連絡をいただけますとスムーズです。



≪選考審査会≫

提案された事業は、書類審査とプレゼンテーションにより選考します。審査会で事業内容を審査し、評価した結果をもとに採択事業を決定します。

◇公開プレゼンテーション◇ ——— 平成30年11月中旬～下旬頃を予定

審査会（一般公募委員、学識経験者及び行政職員で構成）の席上で、公開プレゼンテーションを行います。提案団体は、提案事業内容について5分以内で発表し、その後、審査会委員の質疑に応じさせていただきます。

◇プレゼンテーションの方法は、パネル、パワーポイント、参考資料など自由です。

◇資料を配布する場合には、審査会当日15部ご用意ください。

◇当日プレゼンテーションを欠席した場合は、審査対象外となります（審査項目のため）。



10. 審査基準

スタート部門の審査項目は全部で7つ、ステップアップ部門の審査項目は全部で8つです。

審査項目	審査基準
事業の公益性	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域課題を的確に把握し、その課題解決に向けた事業であるか。 ◇時代の要求、社会状況、市民ニーズなどを適正に捉えているか。 ◇山武市に「新たな支え合い」の担い手を創出するなどの付加価値を生み出すことが期待できるか。 <p>※ここでいう「新たな支え合い」とは、公共の領域を行政が主体となって担うのではなく、市民が自発的かつともに支え合うことにより実施することで、きめ細かいサービスが展開されることをいう。</p>
事業収支の適正性	<ul style="list-style-type: none"> ◇予算の見積は適正か。 ◇費用対効果が評価できるか。 ◇寄付、協賛金の呼びかけ、参加費などの受益者負担などは妥当か。
事業の有効性・公開性	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業の対象者は幅広く設定されているか。他の市民や地域への波及効果(広がり)があるか。 ◇他の団体と積極的に交流を図ることで、本事業終了後も人々の交流や市民の連帯に有効な役割を果たせるか。 ◇活動を効果的に行うための、地域資源の活用が提案されているか。 ◇目標達成に向けて適切な活動内容が提案されているか。 ◇成果が期待できる有効な手段・手順が示されているか。 ◇自主的な情報収集や情報発信を行うなど事業内容を広く発信するものであるか。 ◇実施する活動について、広く住民や受益者の意見を聞き、活動やその成果を知らせるなど、住民が活動に参加する機会を設けているか。
事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業終了後の継続的な展開について考慮されているか。
《スタート部門》 事業の先駆性・独創性	<ul style="list-style-type: none"> ◇内容・手法に先駆性、独創性があり、新たな事業展開が期待できるか。
《ステップアップ部門》 他団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇適正な役割分担のもと、共同・連携によって相乗効果をあげることが期待されるか。
事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業場所の使用許可などの手続きが整う可能性があるか。 ◇実現可能な企画運営の立案であるか。 ◇企画を確実に実施できる体制になっているか。 ◇自主自立して活動を実施できるか。
《ステップアップ部門》 団体の活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ◇今までどのような活動、取り組みを行ってきたか。 ◇地域にどのような貢献をしてきたか。
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業の実施に対する意欲や熱意が伝わるか。

審査値	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
点数	5	4	3	2	1

◇各審査項目を5点満点で採点し、事業採択の適否を審査します。

◇各審査員の合計点数を審査員数で割り返し、事業毎に平均点を出します。

◇**《スタート部門》**

21点以上を提案承認とし、21点未満を不承認とします。

《ステップアップ部門》

26点以上を提案承認とし、26点未満を不承認とします。

◇審査の結果、採択の条件がつくことや、一部事業内容の修正や変更をお願いする場合があります。

1 1. 採択結果の通知方法

「山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業審査会」での審査結果をもとに、市長が採択事業を決定します。採択結果については、各団体に通知するとともに市の広報やホームページ上で公表します。なお、審査状況や選考（採択）結果に関するお問い合わせは、ご遠慮いただいておりますのでご了承ください。



1 2. 提案前の確認

- ① 事業を実施するにあたり、地域や関係者・関係機関と事前に調整し、許可を得るなど、トラブルなくスムーズに事業を遂行できるように準備してください。
（例：占有許可先等の対象地域関係者や関係機関との協議など）
調整が整っていない場合、事業が採択されない可能性あるいは書類を受け付けられない場合があります。分からないことがあれば事前にご相談ください。
- ② 提案いただいた事業内容は、原則変更できません。提案の際は十分精査してください。ただし、審査を受け、条件がついた場合などは事業内容を修正することが可能です。
- ③ 予算書の作成にあたっては、業者等から見積書をとるなど、決算額との差が最小限にとどまるよう精査してください。審査会以降の補助金の増額はできません。経費はしっかり算出しましょう。
- ④ 事業実施にあたり、発生しうる事故に対応するため保険にご加入ください。保険料は補助対象経費となります。
- ⑤ 事業を提案するにあたり次のような手法を取り入れることで、有効性・実現可能性が生まれると考えられます。
 - 事業の対象者、関係機関などへのヒアリングやアンケート調査。
 - 専門家や先進地のキーパーソンからの話（講演会・勉強会など）
 - 自主的な広報活動の実施。
 - 今の活動からどう広げていきたいか、どのような事業に取り組んでいきたいかを団体内部でよく話し合い、メンバー全員で今後の方向性について共有する。

13. その他の留意事項

- ① 事業提案にかかる費用は、各提案者の負担とします。
- ② 補助金は、審査結果の上位団体から承認していきます。
- ③ 今回の提案は、次年度事業であり、予算措置が確定しておりません。予算が措置されない場合もあることをご理解の上、ご提案ください。
- ④ 希望した補助金額が全額承認されないこともあります。
- ⑤ 書類の修正や不備等により、期限内に提出がなかった場合は提案を受け付けられません。
- ⑥ 提出書類に虚偽があった場合、提案及び採択を取り消す場合があります。
- ⑦ 補助対象に係る事業着手時期は、採択決定の時期ではありません。補助金申請書提出後の交付決定通知の日（翌年4月以降）からとなりますのでご注意ください。
- ⑧ 広報などで事業を紹介する場合、活動写真を掲載する場合がありますのでご了承ください。

14. 採択された場合



- ① 採択通知を団体の代表者宛てに郵送でお知らせします。
 - ② 平成31年4月：「補助金交付申請書」の提出。
 - ③ 平成31年10月：中間報告として「事業遂行状況報告書」の提出。
 - ④ 事業終了後：「事業実績報告書」の提出。
 - ⑤ 平成32年3月：公開で行う「成果報告会」で活動報告
- ※団体の活動PRや他団体との交流を深めるきっかけとして、さんむ市民活動フェスタに積極的にご参加ください（*毎年2月～3月頃開催）

事業実施の心得

- イ) 提出期限を守ること（厳守）
 - ロ) 積極的に事業のPRに努めること。
 - ハ) 事業に変更が出た場合は、必ず事務局（市民自治支援課）へ連絡をすること。
- 二) 法令を遵守し、事業に必要な諸申請は各団体が責任をもって自ら行い活動すること。
- ホ) 収支を明確にし、証拠書類を常に整理し保管しておくこと。

15. 事業実施の手引き

(1) 事業名の使用について

チラシやポスター等の印刷物・発行物、広報活動の際には本事業の採択事業であることがわかるよう明記してください（事業実施年度に入ってから使用可）。

例) 平成31年度 山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業

平成31年度 山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業 採択事業など

(2) 活動状況の記録について

事業にかかわる活動はこまめに記録をとるようにしてください。

(3) 領収書の保管について

領収書等は廃棄せず、各自保管をお願いします。事業終了後は、領収書の写し・出納簿を提出していただきます。印字が消えてしまうこともあるのでコピーを取っておくなど取扱いにご注意ください。

【領収書のつづり方】

- ・領収書等は確認しやすいように、重ねずに1枚1枚がわかるように提出してください（紙やノートに貼っていくとコピーの際に便利です）。
- ・出納簿（収支決算書等）と照会しやすいように科目・日付順に並べるなど任意様式でかまいません。

* 出納簿は、必要であれば市民自治支援課でエクセル様式を用意してあります。

(4) 活動状況の見学について

活動日やイベント等がありましたら市民自治支援課へお知らせください（メール・FAX 可）。審査会事務局から審査会メンバーへ連絡し、活動状況の見学に伺う場合があります。

* 連絡の関係上、余裕をもってご連絡をいただくと助かります。

* チラシ等がありましたら、ご提供ください。



お問い合わせは、

山武市総務部 市民自治支援課

☎0475-80-0151

16. よくある質問 Q & A



Q1 地域を限定した事業でも提案は可能ですか？

A 他の地域への手本となる波及効果がある事業と審査会で認められれば可能です。

Q2 市から運営費補助を受けている団体ですが、応募可能でしょうか？

A 運営費のみの補助金等であれば可能です。この場合、会計は明確にしてください。同一の事業に対する補助金を受けている場合は、対象外とさせていただきます。

Q3 営利を目的とする事業とは料金を徴収してはいけないということですか？

A 営利を目的とする事業とは、その事業を実施することにより特定の個人や団体が利益を得ることをさします。料金を徴収してはいけないということではありません。

Q4 地域のお祭りや物産イベントなどは事業の対象になりますか？

A 単に催しで終わる事業は対象外とさせていただきます。事業に山武市のまちづくりに関わる内容等について考察ください。（まちづくり事業を行うこと、それに併せて集客イベントを行うという考え方でお願いします。）

Q5 参加者への参加記念品は補助の対象になりますか？

A 啓発のための記念品等、最小限必要と思われるものは対象経費ですが、団体構成員への記念品などは対象外とさせていただきます。

Q6 補助対象経費中、事業実施のために必要な人件費の対象範囲は？

A 団体構成員の他に事業実施のために雇用したアルバイトも対象としております。
この場合、補助金の対象となる時間給の限度額は、400円とさせていただきます。

Q7 土地の取得費用は対象経費外ですが、事業実施するにあたっての借地代は対象経費に認められますか？

A 対象経費です。ただし、長期にわたる場合は個別に判断させていただきます。

Q8 食糧費は対象外の経費ですが、休憩時の飲み物代も対象外ですか？

A この制度においては、いかなる飲食もすべて対象外となります。市民からの貴重な税金を使うことからご理解ください。なお、参加料や協賛金を伴うものであれば、それを対象外の経費に充てていただくようお願いします。

Q9 補助金交付申請後に事業費が増えた場合、補助金の増額はありますか？

A 増額はできません。また、申請時にない支出区分の追加も原則認められませんので、当初計画及び見積りの段階で漏れがないかなどを十分にご確認ください。

Q10 今回事業が採択されれば、次年度の補助金は、約束していただけるのですか？

A 継続する事業であっても次年度の補助金助成することを保障するものではありません。毎年提案いただき、審査のうえ決定させていただきます。

また、平成31年度事業についても、市の予算措置がされていない中で提案をいただいていることをご了承ください。

Q11 事業実績報告書に添付する書類はどのようなものですか？

A 決算書、領収書の写し、事業活動状況の写真、チラシ・ポスターを製作した場合はその印刷物等です。

Q12 人件費は各自から領収書をもらうのですか？

A お金の授受の確認のため必要となります。希望の方には、後ほど領収書様式をお渡しします。

Q13 備品が1品2万円を超える場合、領収書を補助対象内分と対象外分に分けてもらうのでしょうか？

A 1枚の領収書で構いません。

Q14 花の種などを現物支給でいただけないのでしょうか？

A この事業は、団体からの提案により実施される制度ですのでできません。

Q15 補助対象時期以外の保険料は該当にならないのですか？

A 保険会社に期間を分けて支払いが可能であるかご相談ください。

Q16 事業で車や刈払機を使用する場合は、燃料費として認められますか？

A 事業実施のために必要な機材や車を使う場合は燃料費扱いになります。できればケースごとにご相談ください。なお、構成員の車両については、必ず運行記録の提出が必要となりますので、希望の方には、後ほど様式をお渡しします。

〔 車両燃料費の積算根拠については 20 円/km とし、往復距離数の小数点以下は切捨てとします。(例) 往復 8.6 km⇒8 km×20 円=160 円 〕

Q17 宿泊費は認められますか？

A 認められません。ただし、招いた講師に宿泊が伴う場合などの宿泊費は認められます。

Q18 講師の交通費（車燃料費・電車など）はどう支払えばよいですか？領収書の提出時にどうしたらよいですか？

A 旅費の区分で支出してください。自家用乗用車を使用の場合は、20 円/km で計算（運行記録必須）し、バスや電車などを利用の場合は、領収書や金額の分かるものをご提出ください。

山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金交付要綱新旧対照表

改正案		現行													
<p>(補助事業及び団体)</p> <p>第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び対象となる団体（以下「補助団体」という。）は、別表第1に定める要件を満たす事業及び団体とする。ただし、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。</p> <p>(1) 営利を目的とする事業</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係)</p> <p>1 スタート部門 (組織育成)</p>		<p>(補助事業及び団体)</p> <p>第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び対象となる団体（以下「補助団体」という。）は、別表第1に定める要件を満たす事業及び団体とする。ただし、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。</p> <p>(1) 営利を目的とする事業<u>及び団体</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第4条関係)</p> <p>1 スタート部門 (組織育成)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>交付回数の限度等</td> <td> (1) 同一年度内において1団体あたり1事業とする。 (2) <u>既存団体が同一事業を実施する場合においては、2回までとする。</u> (3) <u>新規団体が同一事業を実施する場合においては、3回までとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	要件等	(略)		交付回数の限度等	(1) 同一年度内において1団体あたり1事業とする。 (2) <u>既存団体が同一事業を実施する場合においては、2回までとする。</u> (3) <u>新規団体が同一事業を実施する場合においては、3回までとする。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>交付回数の限度等</td> <td> (1) 同一年度内において1団体あたり1事業とする。 (2) 既存団体は、<u>連続2回までとする。</u> (3) 新規団体は、<u>連続3回までとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	要件等	(略)		交付回数の限度等	(1) 同一年度内において1団体あたり1事業とする。 (2) 既存団体は、 <u>連続2回までとする。</u> (3) 新規団体は、 <u>連続3回までとする。</u>
区分	要件等														
(略)															
交付回数の限度等	(1) 同一年度内において1団体あたり1事業とする。 (2) <u>既存団体が同一事業を実施する場合においては、2回までとする。</u> (3) <u>新規団体が同一事業を実施する場合においては、3回までとする。</u>														
区分	要件等														
(略)															
交付回数の限度等	(1) 同一年度内において1団体あたり1事業とする。 (2) 既存団体は、 <u>連続2回までとする。</u> (3) 新規団体は、 <u>連続3回までとする。</u>														
<p>2 ステップアップ部門 (まちづくり活動)</p> <p>(略)</p>		<p>2 ステップアップ部門 (まちづくり活動)</p> <p>(略)</p>													